（環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定）

第十三条　法第七十二条第十七項第一号の法律の規定であって主務省令で定めるものは、鉄道事業法第八条第二項（同法第九条第二項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）並びに土地区画整理法第九条第一項（同法第十条第三項において準用する場合を含む。）、同法第二十一条第一項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第五十一条の九第一項（同法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）とする。

第十四条　法第七十二条第十七項第二号の法律の規定であって主務省令で定めるものは、土地区画整理法第五十二条第一項、第五十五条第十二項、第七十一条の二第一項及び第七十一条の三第十四項、軌道法第五条第一項及び第三十三条（軌道法施行令第六条第一項に係る場合に限る。）とする。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第三百二十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第三項の規定に基づき、内閣総理大臣の定める利子補給率を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

東日本大震災復興特別区域法第四十四条第三項の内閣総理大臣の定める利子補給率は、〇・七パーセント以内とする。

附　則

この告示は、東日本大震災復興特別区域法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。

○厚生労働省告示第四百六十八号

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）第二条第六項及び第七項、第五条第二項、第三項、第六項及び第七項、第六条第二項、第七条第一項第三号並びに第十六条第一項の規定に基づき、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二条第六項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法、基準及び区分を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二条第六項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法、基準及び区分

（除去土壌等の放射能濃度を求める方法）

第一条　東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（以下「除染則」という。）第二条第六項の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　試料（除去土壌のうち最も放射能濃度が高いと見込まれるものをいう。次号において同じ。）について作業環境測定基準（昭和五十一年労働省令第四十六号）第九条第一項第二号に規定する方法により分析し、当該試料の放射能濃度を測定すること。

二　前号の規定にかかわらず、試料の表面の線量率と放射能濃度との間に相関関係があると認められる場合にあっては、次のイからハまでに定めるところにより算定することができること。

イ　試料を容器等に入れ、その重量を測定すること。

ロ　イの容器等の表面の線量率の最大値を測定すること。

ハ　イにより測定した重量及びロにより測定した線量率から、試料の放射能濃度を算定すること。

2　前項の規定は、除染則第二条第七項の厚生労働大臣が定める方法について準用する。

3　第一項の規定は、除染則第五条第二項第一号の厚生労働大臣が定める方法について準用する。

4　第一項の規定は、除染則第七条第一項第三号の厚生労働大臣が定める方法について準用する。

（平均空間線量率の計算方法）

第二条　除染則第五条第二項各号列記以外の部分の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

一　測定点は、除染則第五条第一項に規定する除染等作業を行う作業場の区域（当該作業場の面積が千平方メートルを超える場合にあっては、当該作業場を千平方メートル以下の区域に区分したそれぞれの区域をいう。）の形状が次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄の位置とすること。

一　正方形又は長方形の場合	正方形又は長方形の頂点及び当該正方形又は長方形の二つの対角線の交点の地上一メートルの位置
二　一以外の場合	区域の外周をほぼ四等分した点及びこれらの点により構成される四角形の二つの対角線の交点の地上一メートルの位置

二　除染則第五条第二項に規定する平均空間線量率は、前号の全ての測定点において測定した空間線量率を平均したものとすること。

三　作業場の特定の場所に事故由来放射性物質が集中している場合その他の作業場における空間線量率に著しい差が生じていると見込まれる場合にあっては、前号の規定にかかわらず、除染則第五条第二項に規定する平均空間線量率は、次の式により計算することにより算定すること。

$$R=\frac{\left(\sum_{i=1}^{n}(Bi\times WHi)\right)+A\times\left(WH-\sum_{i=1}^{n}(WHi)\right)}{WH}$$

この式において、R、n、A、Bi、WHi及びWHは、それぞれ次の値を表すものとする。

R　平均空間線量率（単位　マイクロシーベルト毎時）

n　空間線量率が高いと見込まれる場所の付近の地上一メートルの位置（以下「特定測定点」という。）の数

A　第二号の規定により算定された平均空間線量率（単位　マイクロシーベルト毎時）

Bi　各特定測定点における空間線量率の値とし、当該値を代入してRを計算するもの（単位　マイクロシーベルト毎時）

WHi　各特定測定点の付近において除染等業務を行う除染等業務従事者のうち最も被ばく線量が多いと見込まれる者の当該場所における一日の労働時間（単位　時間）

WH　当該除染等業務従事者の一日の労働時間（単位　時間）